

業務委託仕様書

1 委託の概要

綾南浄水場から排出される脱水汚泥及び天日乾燥汚泥に係る収集・積込を委託するものである。

2 一般事項

(1) 収集積込み対象品目

浄水汚泥

(2) 収集場所

綾歌郡綾川町北 綾南浄水場

(3) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 業務委託範囲

- ①脱水汚泥は、脱水汚泥貯留から運搬車両への落とし込み、天日乾燥汚泥の集積積込み。
- ②天日乾燥汚泥の集積積込みについては、搬出後のろ過砂補充と敷き均し作業や集水管の復旧等を含む。
- ③天日乾燥汚泥においては、汚泥の混合や天地返しを目的とし、事前に集積作業を実施し、一定期間をおいて搬出すること。
- ④本業務を完了するために当然行うべき事項については、本仕様書に記載のない事項であっても適切に実施しなければならない。

(5) 汚泥積込量

150 t程度

(6) 法令等の遵守

業務の施行に当たり、受託者は関係法令及び関係自治体の条例や規定等を遵守しなければならない。

(7) 疑義の解釈

- ①この仕様書に疑義が生じた場合は、委託者の解釈による。
- ②仕様書に明記されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

3 現場における注意事項

作業全般において、場内及び運搬経路を汚損又は、構造物を損傷することのないよう十分に注意すること。汚損又は損傷を与えた場合は、受託者の責任において復旧作業を行い、

監督職員の確認を得ること。

4 業務実施上の留意点

- (1) 汚泥の貯留状態や天日乾燥床毎に汚泥の乾燥状態を常時確認し、適切な時期に、監督職員と十分協議を行い対応すること。
- (2) 受託者は業務実施状況等を記録した業務日誌を作業完了ごとに浅野浄水場に提出し、確認を受けなければならない。

5 その他留意点

本仕様書、業務委託契約書に定めのない項目は、委託者及び受託者が協議の上決定するものとする。